

令和5年3月1日

令和5年第1回神奈川県議会定例会

文教常任委員会報告資料

教育委員会

目 次

ページ

I	本庁機関の再編について……………	1
II	「かながわランドデザイン 第3期実施計画 点検報告書（案）」について……………	2
III	県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について……………	5
IV	県教育委員会における障がい者雇用の取組状況について……………	13
V	新まなびや計画の取組状況について……………	17
VI	教員の働き方改革の推進について……………	21
VII	インクルーシブ教育の推進について……………	27
VIII	令和6年度再編・統合対象校の設置計画（案）について……………	31
IX	「神奈川県食育推進計画」改定案について……………	33
X	公立中学校における休日の部活動の地域移行について……………	38
X I	特別支援教育の推進について……………	40
X II	県立社会教育施設の整備等について……………	42
X III	博物館の登録等に関する規則等の改正について……………	44

I 本庁機関の再編について

令和5年度に向け、次のとおり組織再編を実施する。

1 再編の内容

(1) 高校教育企画室の廃止

新学習指導要領に基づく教育施策等を一体的に推進するため、高校教育企画室を廃止する。

現 行	再編後
<p>指導部</p> <ul style="list-style-type: none">— 高校教育課<ul style="list-style-type: none">— <u>高校教育企画室</u>— 保健体育課	<p>指導部</p> <ul style="list-style-type: none">— 高校教育課<ul style="list-style-type: none">— [廃止]— 保健体育課

2 再編の時期

令和5年4月1日

II 「かながわグランドデザイン 第3期実施計画 点検報告書（案）」について

1 趣旨

令和元年7月に「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」（以下「第3期実施計画」という。）を策定し、計画を推進してきたが、令和4年度は「第3期実施計画」の計画期間の最終年度となる。

政策のマネジメント・サイクルでは、計画の最終年度において、政策全般について点検を行うこととしている。

また、「かながわグランドデザイン 基本構想」（以下「基本構想」という。）についても、状況の変化に応じて総合的に点検を行うこととしている。

そこで、「基本構想」及び「第3期実施計画」の点検を行い、神奈川県総合計画審議会の審議を経て、その点検結果について、「かながわグランドデザイン 第3期実施計画 点検報告書（案）」（以下「点検報告書（案）」という。）としてとりまとめた。

2 経緯

- ・ 令和4年5月30日から6月3日に書面開催した神奈川県総合計画審議会で、『第3期実施計画』点検基本方針』について審議し、了承された。
- ・ 令和4年11月14日開催の神奈川県総合計画審議会で、「点検報告書（素案）」について審議し、了承された。
- ・ 令和4年12月20日から令和5年1月19日まで「点検報告書（素案）」に関する県民意見募集等を実施した。
- ・ 令和5年2月7日開催の神奈川県総合計画審議会で、「点検報告書（案）」について審議し、了承された。

3 点検結果（「点検報告書（案）」）の概要

(1) 「基本構想」の点検

神奈川をとりまく社会環境は、少子化、高齢化と人口減少など、予見されていた変化が一層進んだことに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化など当初予測し得なかった事態に直面したことなどから大きく変化し、県民ニーズや県が果たすべき役割も策定時から変化している。そのため、これまでの延長線上で政策展開を図るだけでなく、今後予測される将来の変化や、不確実性などを踏まえ、これまでの政策の蓄積も生かしながら、2025年よりもさらに先を見据えて

「基本構想」の見直しを図っていく必要がある。

見直しに当たっては、背景となる社会環境や関連するデータなどを示したうえで、県民、県議会、市町村、NPO、企業、団体等とも丁寧な対話を行うなど、多様な意見を反映するための十分なプロセスを経て策定する必要がある。

(2) 「第3期実施計画」の点検

各プロジェクトの取組みは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことなどから、数値目標の進捗だけを見れば低い水準となっているが、一定の進捗は認められる。

今後は、評価手法等について改善を図るとともに、想定し得ない事態が生じた場合でも、その影響を最小限に抑えるため、あらかじめ社会に潜在する課題を浮き彫りにして、対処していく必要がある。

また、少子高齢化が進み、神奈川も人口減少局面に入ったものと考えられる中、今後の自治体経営は、財源的にも人間的にも、一層厳しい状況となることが見込まれるため、政策を一層重点化し、行政運営の持続性を維持していく必要がある。その一方で、県民のニーズや課題は複雑化・多様化していることから、より横断的な視点で政策を構築していくことが求められる。

今回の点検結果を踏まえ、今後も社会環境の変化をしっかりと把握し、将来を見据えた取組みを進めていく必要があるとあり、次期実施計画は、新たな「基本構想」のもとで開始することが望ましいと考えられる。そして、「神奈川の将来像」と「県の政策の全体像」を一体的に示すことで、なぜ、県がそれぞれの政策に取り組んでいるのか、県民に分かりやすく伝えていく必要がある。

4 県民意見募集等

県民からの意見を募集するとともに、市町村に対して意見照会を行った。

(1) 実施期間

令和4年12月20日～令和5年1月19日

(2) 実施方法

ア 周知方法

県のたより・県ホームページ・県SNSへの掲載、県機関・県内市町村・県内図書館等での概要版（パンフレット）の配架等

イ 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、インターネットメール等

(3) 意見数

214件（うち県民204件、市町村10件）

ア 分野別の件数

分野	件数	分野	件数
エネルギー・環境	22件	教育・子育て	34件
安全・安心	5件	県民生活	30件
産業・労働	20件	県土・まちづくり	20件
健康・福祉	58件	計画全般（その他）	25件
合 計			214件

イ 主な意見

- ・ 鳥インフルエンザ対策をしっかりと行う必要がある。
- ・ 特殊詐欺の被害防止のため、啓発をしっかりと行う必要がある。
- ・ 地域経済を牽引できる企業を県内に誘致する必要がある。
- ・ 出産・育児をしっかりと支援する必要がある。
- ・ スクールカウンセラーなど気軽に相談できる体制が必要である。
- ・ 自宅でできる3033運動をもっと普及する必要がある。
- ・ スマートモビリティを推進する必要がある。
- ・ 限られた予算の中で、取組みの重要度を見極める必要がある。

ウ 反映状況

区分	件数
点検報告書（案）に反映するもの	96件
既に取り組んでいるもの	44件
今後の参考とするもの	73件
反映できないもの	1件

5 今後の予定

令和5年3月 「第3期実施計画 点検報告書」公表

令和5年度 新たな総合計画の策定

Ⅲ 県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について

1 県立学校及び市町村立学校の対応について

(県教育委員会における現在の教育活動等については別紙記載)

- (1) 令和4年12月27日に、令和4年度卒業式及び令和5年度入学式の実施上の留意事項等を以下のとおり整理し、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼した。
 - 卒業式・入学式については、基本的な感染防止対策を講じた上で実施すること。その際、学習指導要領の特別活動〔学校行事〕に示された目標や内容を踏まえること。
 - 実施に当たっては、次のように対応すること。
 - ・ 式場の換気、参列者のマスク着用など、基本的な感染防止対策を徹底した上で行うこと。
 - ・ 外部会場を使用して実施する場合は、会場の使用規定等に基づいて実施すること。
 - ・ 国歌や校歌、その他の歌を歌う際は、対象者を限定した上で、可能な限り間隔をとること。
- (2) 令和5年1月26日に、第8波と言われる新型コロナウイルス感染症の感染者数について、依然として多い状況が続いていることから、新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者となったことにより、2月3日の県立中等教育学校の入学者決定検査を受検できなかった者を対象に、特例措置として2月23日に「特例による検査」を実施することとした。
- (3) 2月15日に、令和5年2月10日付け文部科学省初等中等教育局長通知「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について」を踏まえ、卒業生については、式典全体を通じてマスクの着用を求めないこと等、令和4年度卒業式の実施上の留意事項等を整理し、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における対応を踏まえた上で、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応をとるよう依頼した。
- (4) 2月20日に、県対策本部会議が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」が改定されたことを受け、3月31日までの間の県立高等学校等の教育活動等について、引き続き基本的な感染防止対

策を講じながら実施することとし、県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における対応を踏まえた上で、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応をとるよう依頼した。

2 県立社会教育施設の対応について

2月20日に、県対策本部会議が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」が改定されたことを受け、施設の運営に当たっては、引き続き、基本的な感染防止対策を徹底しながら通常開館することとした。

3 今後の対応

引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応していく。

県教育委員会における今後の教育活動等について

1 公立学校における対応について

(1) 県立学校

令和5年3月31日までの間、引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら、次のとおり対応する。

ア 卒業式について

令和5年2月10日付け文部科学省通知を踏まえ、県立高等学校等の式場の状況等も考慮し、卒業式の実施上の留意事項等について、改めて次のように整理した。

(ア) 基本的な考え方

- 式場の換気等の基本的な感染防止対策を徹底した上で実施する。
- 卒業式の教育的意義等を考慮し、卒業生については、式典全体を通じてマスクの着用を求めないこととする。
- 教職員や在校生については、式典全体を通じて、マスク着用を促すこととする。
- 保護者、来賓については、式典全体を通じて、マスクの着用など基本的な感染防止対策への協力を求める。

(イ) 留意事項等

- 卒業生については、国歌や校歌、その他の歌を歌う際は、可能な限り間隔をあけることとした上で、マスクの着用を促すものとする。その他の場面においては、基本的にマスクの着用を求めないが、座席間の距離が確保できない場合は、会話を控えるよう指導する。
- 校長や児童・生徒等が、壇上で、式辞、祝辞、送辞、答辞等を述べる際は、周囲の者と十分な距離が確保できることから、マスクの着用を求めないこととする。
- クラス担任等が卒業生を呼名する際は、周囲の者と十分な距離を確保の上、マスクの着用は求めないこととする。
- 様々な事情により感染への不安のある児童・生徒等、マスクを着用したい児童・生徒等もいることを踏まえ、児童・生徒等にマスクの着脱のいずれも強いることがないよう十分に配慮して指導する。
- この度のマスクの取扱いにより、マスクの着用の有無による差別や偏見等がないよう、児童・生徒等に対し適切に指導する。

イ 令和5年4月1日以降の対応について

- 令和5年2月10日決定の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、「学校の教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」とし、令和5年4月1日から適用するとされている。文部科学省は、その留意事項等を改めて通知するとしていることから、今後、文部科学省から示される改訂された衛生管理マニュアルや留意事項等を踏まえ県立学校における対応について検討し、学校に通知する。

(2) 市町村立学校

上記の県立学校における対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう、市町村教育委員会に依頼する。

2 県立社会教育施設における対応について

- 社会教育施設については、基本的な感染防止対策を徹底しながら通常開館する。

県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況

県教育委員会把握分（令和5年2月22日現在）

1 県立学校（高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

（1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数			
令和2年3月から 令和5年2月まで	高等学校・中等教育学校	35,687	140	〔参考〕 自主療養者数	〔参考〕 県立学校児童・ 生徒数	〔参考〕 県立学校数
	特別支援学校	1,949	29			
	合 計	37,636人	169校			

（2）教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数			
令和2年3月から 令和5年2月まで	高等学校・中等教育学校	3,039	140	〔参考〕 自主療養者数	〔参考〕 県立学校教員数 (本務者)	〔参考〕 県立学校数
	特別支援学校	1,419	29			
	合 計	4,458人	169校			

（3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
令和2年6月から 令和5年2月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	118
	特別支援学校	16
	合 計	134校

※県立学校児童・生徒数及び県立学校教員数(本務者)は、令和4年5月1日現在「令和4年度学校基本調査(確定値)」より

(4) 月別感染者数
 <児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和元年度 小計	高等学校・中等教育学校	0人	0人	0人	0人
	特別支援学校	0人		0人	
令和2年度 小計	高等学校・中等教育学校	465人	490人	58人	74人
	特別支援学校	25人		16人	
令和3年度 小計	高等学校・中等教育学校	8,618人 (214人)	9,273人	675人 (17人)	1,028人
	特別支援学校	655人 (30人)		353人 (14人)	
令和4年 4月	高等学校・中等教育学校	2,145 (140)	2,314	87 (3)	177
	特別支援学校	169 (14)		90 (1)	
令和4年 5月	高等学校・中等教育学校	1,055 (84)	1,096	71 (1)	108
	特別支援学校	41 (4)		37 (0)	
令和4年 6月	高等学校・中等教育学校	398 (24)	416	15 (0)	28
	特別支援学校	18 (0)		13 (0)	
令和4年 7月	高等学校・中等教育学校	5,093 (516)	5,258	386 (48)	526
	特別支援学校	165 (25)		140 (35)	
令和4年 8月	高等学校・中等教育学校	3,147 (1,088)	3,277	316 (156)	412
	特別支援学校	130 (45)		96 (58)	
令和4年 9月	高等学校・中等教育学校	2,541 (613)	2,657	135 (27)	184
	特別支援学校	116 (24)		49 (26)	
令和4年 10月	高等学校・中等教育学校	1,299	1,361	112	151
	特別支援学校	62		39	
令和4年 11月	高等学校・中等教育学校	3,627	3,804	311	457
	特別支援学校	177		146	
令和4年 12月	高等学校・中等教育学校	4,153	4,398	511	805
	特別支援学校	245		294	
令和5年 1月	高等学校・中等教育学校	2,585	2,706	296	420
	特別支援学校	121		124	
令和5年 2月	高等学校・中等教育学校	561	586	66	88
	特別支援学校	25		22	
令和4年度 小計	高等学校・中等教育学校	26,604人 (2,465人)	27,873人	2,306人 (235人)	3,356人
	特別支援学校	1,269人 (112人)		1,050人 (120人)	
合計	高等学校・中等教育学校	35,687人 (2,679人)	37,636人	3,039人 (252人)	4,458人
	特別支援学校	1,949人 (142人)		1,419人 (134人)	

※ () は自主療養者数で外数

2 市町村立学校（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

（1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	
令和2年3月から 令和5年1月まで	高等学校	5,392	[参考] 市町村立学校児 童・生徒数 652,572
	中学校	59,511	
	小学校	170,040	
	特別支援学校	841	
	合 計	235,784人	

（2）教職員

期 間	校 種	感染者数	
令和2年3月から 令和5年1月まで	高等学校	531	[参考] 市町村立学校教 員数（本務者） 41,875
	中学校	4,267	
	小学校	10,149	
	特別支援学校	562	
	合 計	15,509人	

（3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数	
令和2年6月から 令和5年1月まで （学校再開後）	高等学校	11	[参考] 市町村立学 校数 1,295校
	中学校	68	
	小学校	119	
	特別支援学校	7	
	合 計	205校	

※市町村立学校児童・生徒数及び市町村立学校教員数（本務者）は、令和4年5月1日現在「令和4年度学校基本調査（確定値）」より

(4) 月別感染者数 (令和5年1月まで)
 <児童、生徒>

<教職員>

年月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
令和元年度 小計	高等学校	0人	1人	0人	0人
	中学校	0人			
	小学校	1人			
	特別支援学校	0人			
令和2年度 小計	高等学校	61人	1,588人	11人	233人
	中学校	571人			
	小学校	941人			
	特別支援学校	15人			
令和3年度 小計	高等学校	967人	69,033人	97人	4,298人
	中学校	14,367人			
	小学校	53,416人			
	特別支援学校	283人			
令和4年 4月	高等学校	221	11,972	16	426
	中学校	2,727			
	小学校	8,991			
	特別支援学校	33			
令和4年 5月	高等学校	71	6,134	7	236
	中学校	1,414			
	小学校	4,612			
	特別支援学校	37			
令和4年 6月	高等学校	80	3,359	6	180
	中学校	718			
	小学校	2,544			
	特別支援学校	17			
令和4年 7月	高等学校	615	27,428	49	1,523
	中学校	8,418			
	小学校	18,314			
	特別支援学校	81			
令和4年 8月	高等学校	399	24,744	70	1,162
	中学校	7,158			
	小学校	17,083			
	特別支援学校	104			
令和4年 9月	高等学校	314	17,270	13	1,029
	中学校	3,915			
	小学校	12,986			
	特別支援学校	55			
令和4年 10月	高等学校	155	8,326	8	648
	中学校	2,415			
	小学校	5,737			
	特別支援学校	19			
令和4年 11月	高等学校	371	21,557	27	1,767
	中学校	5,691			
	小学校	15,429			
	特別支援学校	66			
令和4年 12月	高等学校	367	28,240	43	2,406
	中学校	7,772			
	小学校	20,024			
	特別支援学校	77			
令和5年 1月	高等学校	1,771	16,132	184	1,601
	中学校	4,345			
	小学校	9,962			
	特別支援学校	54			
令和4年度 小計	高等学校	4,364人	165,162人	423人	10,978人
	中学校	44,573人			
	小学校	115,682人			
	特別支援学校	543人			
合計	高等学校	5,392人	235,784人	531人	15,509人
	中学校	59,511人			
	小学校	170,040人			
	特別支援学校	841人			

※市町村が月毎の感染状況をまとめ、翌月に県教育委員会に報告したデータを集計

県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻の状況

＜県立高等学校 137 校（全日制 135 校・昼間定時制 2 校）、県立中等教育学校 2 校＞

（通信制である、横浜修悠館高校を除く。）

授業開始時刻（令和 5 年 2 月 22 日現在）

授業開始時刻	学校数
8:40	2
8:45	1
8:50	30
8:55	13
9:00	52
9:05	13
9:10	17
9:15	3
9:20	8
計	139

※ 通常の授業開始時刻は、概ね 8:50 である。
（一部の県立高等学校を除く。）

県立特別支援学校高等部の登校時刻の状況

＜県立特別支援学校 29 校＞

登校時刻（令和 5 年 2 月 22 日現在）

登校時刻	学校数
8:40	1
8:45	2
8:50	8
8:55	3
9:00	10
9:10	2
9:15	1
9:30	2
計	29

※ 「通常登校」時の登校時刻は、概ね 8:30～9:00 である。

※ 表は、平塚盲学校、平塚ろう学校、横浜南養護学校以外は、公共交通機関を利用することの多い高等部知的障害教育部門の登校時刻である。

※ スクールバスの運行については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認した上で運行している。

IV 県教育委員会における障がい者雇用の取組状況について

1 概要

本県教育委員会における令和4年12月31日時点の障がい者雇用率は2.61%となり、国が定める法定雇用率（2.5%）を継続して達成した。

（単位：人）

	令和3年 6月1日	令和3年 12月1日	令和4年 6月1日	令和4年 12月31日
障がい者数（※）① （ ）内は実人数	571.5 (474)	614.0 (520)	614.5 (528)	638.5 (550)
算定基礎となる職員数②	24,288	24,396	24,341.5	24,426.0
障がい者雇用率 ①／②	2.35%	2.52%	2.52%	2.61%
(参考)法定雇用率	2.5%	2.5%	2.5%	2.5%
法定雇用率達成のため の数 ③	607.0	609.0	609.0	610.5

※ 障がいの程度や労働時間により換算した人数

2 神奈川県教育委員会障がい者活躍推進計画に基づく取組状況

現在、令和2年3月に策定した「神奈川県教育委員会障がい者活躍推進計画」（以下「活躍推進計画」という。）に基づき、「誰もが、ともに生き生きと働ける職場の実現に向けて」取り組んでいる。

(1) 数値目標（障がい者雇用率）

現状：2.61%（令和4年12月31日現在）

目標：2.50%（令和6年6月1日）

(2) 令和4年度の主な取組

活躍推進計画に定められている各取組を実施したほか、新たに、障がいのある職員同士の意見交換会を実施した。また、令和4年度からは、チャレンジ雇用だけでなく、「働きやすさと定着を意識した雇用」であるICT支援員及び学校業務サポーターについても巡回相談を実施するなど、相談支援体制の充実を図った。

3 国の動向と今後の対応

(1) 国の動向

令和5年1月18日に開催された、第123回労働政策審議会障害者雇用分科会において、以下のことについて議論された。

ア 精神障がい者に対する雇用率算定特例の延長

精神障がい者である短時間勤務職員であって、要件を満たす者については、その1人をもって1人の対象障がい者である労働者に相当するとみなす制度について、当初は、令和5年3月31日に終了予定とされていたが、当分の間、延長される見通しである。

イ 除外率の引下げ

令和7年度より、除外率が一律10%引き下げられる見通しである。
なお、現在の県教育委員会における職員総数からの除外率は20%。

ウ 法定雇用率の改定

原則5年ごとに見直すこととなっており、令和6年度から2.7%（知事部局は2.8%）、令和8年度から2.9%（知事部局は3.0%）となる見通しである。

(2) 今後の対応

今後、国の動向を踏まえて、採用計画や定着支援について必要な対応を検討していく。

また、引き続き、活躍推進計画に定められている各取組を着実に進めるとともに、サポートオフィスにおいては、研修の実施や相談支援のさらなる充実を図る。

参考資料

1 常勤職員の採用状況 (単位：人)

採用年度 職種	令和3年度	令和4年度
教員	6 (20)	2 (20)
小中学校事務職員	7 (10)	3 (7)
学校技能員	9 (25)	5 (25)
実習助手(総合)	10 (10)	6 (7)
実習助手(職業)・ 寄宿舎指導員	0 (1)	0 (1)
司書	0 (1)	1 (1)
小計	32 (67)	17 (61)
行政事務職員	13 【28】	5 【34】
合計	45	22

() 内は採用予定者数

【 】内は行政事務職員の採用予定者数で知事部局等の他任命権者と合算した人数

2 サポートオフィスにおける会計年度任用職員の採用状況 (単位：人)

職種	概要	令和3年度の 採用数	令和4年度の 採用数※2
事務サポーター (※1)	教育局における事務 補助	35 (33)	47 (40)
学校技能サポ ーター(※1)	県立学校における環 境整備	20 (25)	19 (30)
I C T支援員	県立高校等における I C T業務	29 (32)	33 (45)
学校業務サポー ーター	県立特別支援学校等 における事務補助	90 (84)	96 (88)
合計		174 (174)	195 (203)

() 内は募集数。事務系職種のニーズが高いことから、令和3年度及び令和4年度は募集数の見直しを行った。

※1 チャレンジ雇用：民間企業等への就職を目指す障がいのある人を、各省庁・各自治体で会計年度任用職員として雇用し、就労経験を踏まえ、雇用された方がハローワークなどを通じて民間企業等への就職を目指す制度

※2 令和4年12月31日現在

3 令和4年度の主な取組

項目	内容	取組状況
推進体制の整備	「教育委員会障がい者雇用推進会議」(※)の設置等	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度設置 令和4年度はこれまで1回開催 サポートオフィスの取組、障がい者雇用率、今年度の取組等の報告・議論
庁内検討会議の設置等	職員アンケート等の実施	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある職員へのアンケートを12月～1月に実施(悉皆) 様々な職種の職員へのヒアリングを1月に実施 管理監督者向けのアンケートを2月に実施 障がいのある職員向け意見交換会を9月に実施
相談先の確保等	「障害者職業生活相談員」の配置	総務室、教職員人事課及び障がいのある職員が5人以上いる所属に配置
	庁内相談窓口の設置	職員本人や管理監督者等が相談できる窓口を総務室、教職員人事課及び4教育事務所に設置
	国等の機関における相談窓口の活用	神奈川労働局に設置されている「職場適応支援者」による相談窓口を活用し、職員への支援を実施
障がい理解の促進	全職員向け啓発資料の配付等	障がいのある職員の声を掲載した啓発資料を6月に全職員に配付
	管理監督者向け研修の実施	管理監督者(人権男女主任者)、県立学校新任副校長、小中学校教頭等に実施(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の研修は資料配付や机上研修で実施)
	eラーニングの活用	厚生労働省の「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等を6月に周知し、障がい理解を促進
障がい者採用の取組	「サポートオフィス」の設置	令和2年7月設置。各職種を順次採用
	特別支援学校等の生徒の実習受け入れ(インターンシップ)	サポートオフィスにおいて、高等学校3校、特別支援学校1校、計4校から4名の実習を受け入れ

※ 教育局副局長(障害者雇用統括監)を座長に、教育局内の関係室課長や県立学校長の代表等で構成

V 新まなびや計画の取組状況について

1 新まなびや計画の概要

(1) 概要と整備スケジュール

項目	期間	第1期 (H28～R1)	第2期 (R2～5)	第3期 (R6～9)
耐震対策 (小規模補強工事等)		校舎棟等		体育館等
老朽化対策		緊急対策工事、長寿命化対策工事等		
トイレ環境改善		便器の洋式化、排水管更新等		
空調設備整備		使用頻度の高い特別教室等の空調設備整備		
高校改革推進		校舎の新・増改築、改修		
特別支援学校 施設整備		新校等整備、耐震・老朽化対策等		

(2) 整備事業費

平成28年度～令和9年度の12年間で1,500億円程度

なお、毎年度の具体的な施設整備については、予算審議を経て事業計画や整備手法を検討する。

2 令和4年度までの取組状況と今後の見込み

(1) 耐震対策

対象となる小規模補強が必要な校舎等209棟について、令和4年度までに124棟の耐震対策が完了（進捗率：59%）

耐震化完了を目途としていた令和5年度までに校舎棟は概ね完了し、全体で164棟が完了する見込み（進捗率：78%）。残る45棟中、県立高校改革に基づく統廃合が予定されている校舎等を除いた39棟について、引き続き耐震対策を実施する。

校種	対象 (棟)	内容	実績				見込 R5	合計	進捗率
			R3 まで	R4	計	進捗率			
高等学校	197	着手(注)	163	10	173	87%	13	186	94%
		完成	73	40	113	57%	39	152	77%
特別支援学校	12	着手(注)	12	-	12	100%	-	12	100%
		完成	10	1	11	91%	1	12	100%
計	209	着手(注)	175	10	185	88%	13	198	94%
		完成	83	41	124	59%	40	164	78%

(注) 耐震化工事実施に向け、既に設計業務（仮設校舎含む）に取り組んでいるもの【耐震化率(R4年度末見込)】 高等学校 92% 特別支援学校 100%

【令和6年度以降のロードマップ】

区分	対象	工程			
		R6	R7	R8	R9
校舎	2棟	→			
体育館等	37棟	→			

(2) 老朽化対策

緊急に対応が必要な校舎等の老朽化対策を平成28年度及び平成29年度、令和4年度に98校で実施

また、令和4年度までに耐震対策と併せた老朽化対策を101棟で実施

今後は、耐震対策と併せた老朽化対策に引き続き取り組むとともに、耐震対策の対象とならなかった校舎等について、築年数やこれまでの改修等の履歴を踏まえ、計画的な老朽化対策を実施する。

(3) トイレ環境改善

対象380棟のトイレについて、令和4年度までに328棟の整備が完了（進捗率：86%）

令和5年度に52棟の整備を実施し、対象380棟すべてのトイレ整備事業が完了する見込み。

校種	対象 (棟)	内容	実績				見込 R5	合計	進捗率
			R3 まで	R4	計	進捗率			
高等学校（注）	302	完成	199	51	250	82%	52	302	100%
特別支援学校	78	完成	78	0	78	100%	0	78	100%
計	380	完成	277	51	328	86%	52	380	100%

（注）中等教育学校を含む。

(4) 空調設備整備

対象 553 室の特別教室及び体育館について、令和 4 年度までに 370 室の整備が完了（進捗率：66%）

令和 5 年度までに 452 室の整備が完了し、残る 101 室について、令和 6 年度までに整備完了予定

校種	区分	対象 (室)	内容	実績				見込 R5	合計	進捗率
				R3 まで	R4	計	進捗率			
高等学校（注）	特別教室	487	完成	250	100	350	71%	69	419	86%
特別支援学校	体育館	18	完成	4	4	8	44%	5	13	72%
	特別教室	48	完成	2	10	12	25%	8	20	41%
計		553	完成	256	114	370	66%	82	452	81%

（注）中等教育学校を含む。

(5) 高校改革推進

県立高校改革に基づく施設整備について、令和 4 年度までに 5 棟の新築工事が完了

令和 5 年度以降も、引き続き、厚木東高校・厚木商業高校（商業教育棟）の整備など県立高校改革を推進するための施設整備に取り組む。

(6) 特別支援学校施設整備

令和 3 年度までに新校 1 校と校舎棟 2 棟の新築工事及び改修による 1 校の給食施設整備が完了

3 令和 5 年度の主な取組（令和 5 年度当初予算額 24,609,700 千円）

(1) 耐震・老朽化対策（17,125,130 千円）

【調査・設計】生田東高校など 18 校

【耐震補強工事】小田原城北工業高校（機械工場）1 校

【耐震・老朽化対策工事】伊志田高校など 42 校（44 棟）

【建替工事】横浜緑ヶ丘高校（体育館）1 校

【長寿命化対策】二宮高校など 3 校

【仮設対応】平塚農商高校など 23 校

(2) トイレ環境改善（2,933,304 千円）

【整備工事】湘南高校など 52 校（52 棟）

(3) 空調設備整備 (1,570,709 千円)
【整備工事】鶴見総合高校など 22 校 (82 室)

(4) 高校改革推進 (2,980,557 千円)
【整備工事】厚木東高校・厚木商業高校 1 校

4 その他 (令和 5 年度)

(1) 安全・安心のための教育環境の整備 (4,436,000 千円)

【空調機更新】コンピュータ教室等の空調機を更新

【修繕等工事】屋上防水工事や防球ネット更新工事等を実施

【ガラス飛散防止対策工事】校舎等のガラス飛散防止工事を前倒しで実施

【老朽化した備品の更新】生徒用ロッカーやバスケットゴールなど
老朽化した備品を重点的に整備

(2) 県立学校におけるバリアフリー化の推進 (344,163 千円※)

【耐震・老朽化対策】中原養護学校のエレベーター等整備

【トイレ環境改善】県立学校でバリアフリーのトイレを整備

【高校改革推進】厚木東高校・厚木商業高校のエレベーター等
整備

※各所営繕で措置する 15,000 千円を含む

VI 教員の働き方改革の推進について

神奈川県教育委員会では、令和元年10月に「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」(以下、「指針」という。)を策定し、教員の働き方改革の取組を総合的に推進しているところである。

このたび令和4年度の取組状況等について報告する。

1 指針の概要

(1) 目的

持続可能な学校運営と神奈川の教育の質を高めるために、勤務実態を改善し、教員がワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、自らの人間性や創造性を高めるとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行う。

(2) 指針の性格と対象期間

教員の働き方改革の実現に向けた基本的な考え方や取組の方向性を示すものであり、対象期間は概ね5年程度とする。

(3) 目標

持続可能な学校における指導・運営体制の構築等を目指すために次の3つの目標を掲げている。

ア 時間外在校等時間の縮減

- 時間外在校等時間の上限 1か月あたり 45時間
1年あたり 360時間

※ 「時間外在校等時間」は、教員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、1日の在校等時間から条例等で定める正規の勤務時間を除いた時間をいう。

イ 年次休暇一人あたり年平均取得日数及び学校閉庁日の設定

- 年次休暇一人あたり年平均取得日数 15日以上
- 長期休業期間中に5日を目標として学校閉庁日を設定

ウ 「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」の遵守

- 年間52週の中で週当たり2日以上以上の休養日の設定(少なくとも平日1日以上、週休日1日以上を休養日とする。)

(4) 効果検証

県及び市町村教育委員会の代表、校長会等の代表で構成される「神奈川県教職員人材確保・育成推進協議会 働き方改革部会」において、現場の声を聴きながら各取組の効果を検証する。

2 指針の目標に対する実績

(1) 時間外在校等時間の縮減

【月45時間超の教職員の割合(県立：各年12月、市町村立：各年11月)】

	県立学校		市町村立学校(政令市除く)	
	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校
令和4年度	8.4%	3.5%	34.3%	53.0%
令和3年度	11.9%	3.8%	38.0%	51.6%

(2) 年次休暇一人あたり年平均取得日数及び学校閉庁日の設定

【一人あたり年平均取得日数】

	県立学校		市町村立学校(政令市除く)	
	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校
令和4年	14.1日	16.9日	15.2日	9.7日
令和3年	12.9日	15.4日	13.2日	8.4日

【学校閉庁日の設定状況】

	県立学校		市町村立学校(政令市除く)	
	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度
2日以下	0	0	0	0
3日間	0	1	4	4
4日間	0	3	3	5
5日間	169	165	11	9
6日間以上	0	0	12	12
計	169(校)	169(校)	30(市町村)	30(市町村)

(3) 「神奈川県の一部活動の在り方に関する方針」の遵守

【平日及び週休日各52日以上に相当する部活動休養日の取得率】

	県立学校	市町村立学校(政令市除く)
令和4年度(見込)	100%	96.6%
令和3年度	100%	97.7%

3 令和4年度に実施した主な取組

(1) 県立学校における取組

ア 個別業務の役割分担及び適正化について

- 県立学校への調査・照会の整理統合、精選
- 標準職務例のさらなる明確化及び担い手確保に向けた支援について、国へ要望

イ 勤務時間について

- 全県立学校において、5日間の学校閉庁日の設定
- 神奈川県公立学校教員勤務実態調査の実施

ウ 教員の意識改革について

- 教員の働き方改革に対する意識調査の実施
- 基本研修等の機会を捉えた働き方改革に対する意識の醸成
- 教員向けのポータルサイトで働き方改革に関する情報を発信

エ 学校を支える人員体制について(外部人材の活用等)

- 教員以外でも対応可能な業務への外部人材の活用
業務アシスタント(全校配置)、学校施設管理員(168校に配置)、部活動指導員(17校に配置)、学校業務サポーター(96人を配置)
- 外部人材の活用による教員の本来業務への支援
ハイスクール人材バンク事業(サポートティーチャー等の派遣)、スクールカウンセラー(96人を拠点校に配置)、スクールソーシャルワーカー(延べ60人を拠点校に配置)

オ 定数改善について

- 特別支援学校における看護師等の配置基準の新設を国に要望

カ 労働安全衛生管理について

- 産業医や衛生委員会の活用方法の周知
- ストレスチェックの集団分析結果を踏まえた職場環境改善

キ その他

- G I G Aスクール運営支援センターの設置

(2) 市町村教育委員会に対する支援

ア 個別業務の役割分担及び適正化について

- 市町村立学校への調査・照会の整理統合、精選

イ 勤務時間について

- 学校閉庁日の設定
- 神奈川県公立学校教員勤務実態調査の実施

ウ 教員の意識改革について

- 基本研修等の機会を捉えた働き方改革に対する意識の醸成

- 市町村立学校における働き方改革取組事例の収集、情報提供
- エ 学校を支える人員体制について(外部人材の活用等)
 - 外部人材の活用による教員の本来業務への支援
 - スクール・サポート・スタッフ(全市町村立小・中・特別支援学校(政令市を除く)に505人配置)、スクールカウンセラー(市町村立中学校(政令市を除く)に全校配置)、スクールソーシャルワーカー(教育事務所に50人を配置)、スクールロイヤー(教育局に1人を配置)
 - 部活動の適正化を進めている市町村に対する部活動指導員の配置支援(6市25人)
 - 休日の部活動の段階的な地域移行に向けた実践研究に取り組む市町村に対する研究委託(2市町)
- オ 定数改善について
 - 市町村立小学校外国語教育(英語)における専科教員の配置(68人)
 - 市町村立小学校高学年において教科担任制を導入(21人)
 - 市町村立小学校3年生における35人以下学級の実施(101人)
- カ 労働安全衛生管理について
 - 県教育委員会における労働安全衛生管理の取組事例を情報提供
- キ その他
 - G I G Aスクール運営支援センターの設置

4 県立学校における教員の働き方改革に対する意識調査の実施

教員の働き方改革について、学校現場で働く教員の受け止め、改革を進めるための意見、要望などを把握し、今後の取組に生かすため、県立学校の教員を対象にアンケート調査を実施した。

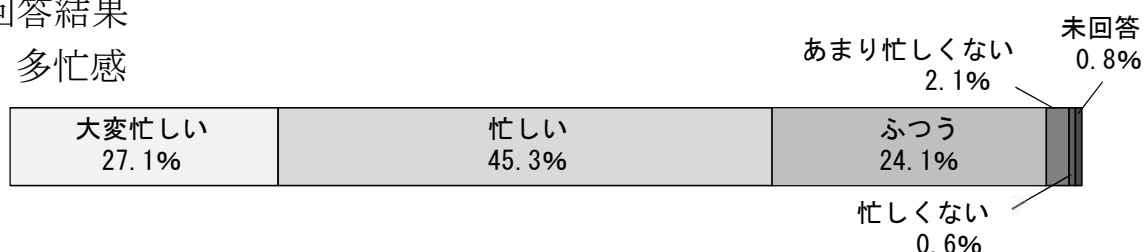
(1) 調査期間等

調査期間 令和4年7月25日(月)～同年9月16日(金) 54日間

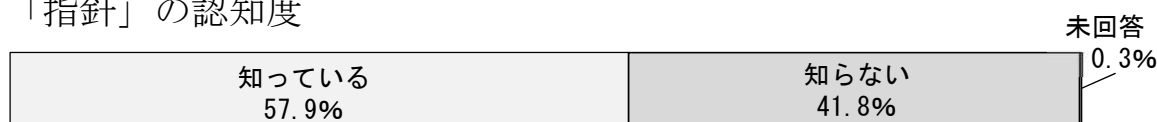
回答者数 7,541人(対象者：11,331人、回答率：66.6%)

(2) 回答結果

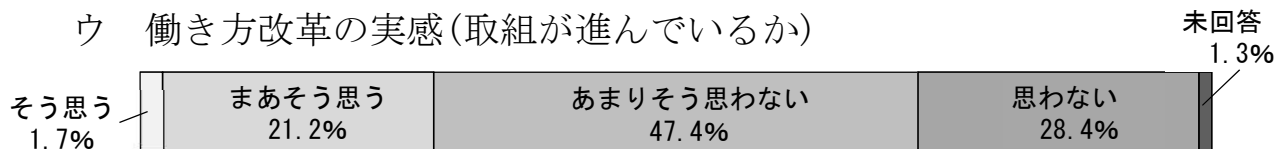
ア 多忙感



イ 「指針」の認知度



ウ 働き方改革の実感(取組が進んでいるか)



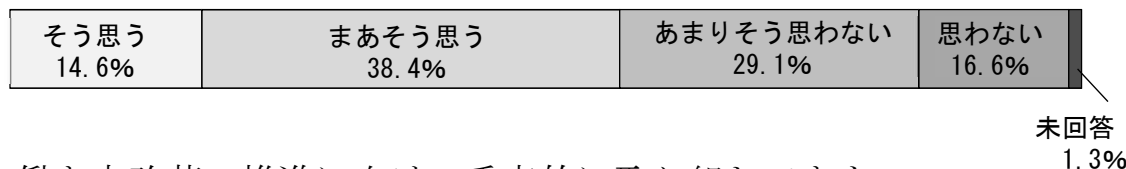
○ 取組が進まない原因(多い順・複数回答)

1	業務量が多すぎる	66.8%
2	業務分担に偏りがある	66.5%
3	効果や意義がないと感じる業務でも廃止できない	45.9%

○ 負担を感じる業務(多い順・複数回答)

1	事務・報告書作成	56.0%
2	会議・打合せ	43.3%
3	会計処理	42.5%

エ 外部人材の活用による効果(業務量が減ったか)



オ 働き方改革の推進に向け、重点的に取り組むべきもの(多い順・複数回答)

1	業務量の削減(業務の精選)	62.9%
2	適正な業務分担	38.5%
3	外部人材の活用	32.0%

5 効果検証

指針の効果について、県及び市町村教育委員会、校長会、現場教員等の代表で構成する「神奈川県教職員人材確保・育成推進協議会 働き方改革部会」において、検証した。

(1) 開催状況

第1回開催 令和4年7月21日(木)

第2回開催 令和5年1月31日(火)

(2) 成果と課題

- 教員の多忙化解消は道半ばであり、時間外在校等時間の縮減に向け、引き続き学校の支援に取り組む必要がある。
- 業務アシスタントをはじめ外部人材の活用は概ね進んでおり、教員の負担軽減に役立っているが、更なる取組が必要である。

(3) 主な意見

- 副校長、教頭の時間外在校等時間が他の教員と比べて多いため、改善が必要である。
- 成績処理等においてICT化が推進されており、業務改善につながっているが、ICTに精通した教職員に負担が偏らないよう支援が必要である。
- 悩みを抱える生徒が増え、現在のスクールカウンセラーの数では人員が足りていない。
- スクール・サポート・スタッフについて、今後も勤務時間の拡充等が必要である。
- 部活動が中学校の時間外在校等時間が長い要因と思われるため、部活動の地域移行に期待する。
- 教員の働き方改革を進めるためには、今年度実施している勤務実態調査の結果を踏まえ、業務を減らす工夫をしていく必要がある。

6 令和5年度の主な取組予定

本県の教員の働き方改革を進めるべく、引き続き3(1)、(2)の各取組を継続するとともに、新たに次の取組を進めていく。

(1) 県立学校における取組

- 業務アシスタントの複数配置(10校)
- 入学者選抜出願システムの開発
- 部活動指導員の配置拡充
- スクールカウンセラー等の配置拡充
- 勤務実態調査結果の分析

(2) 市町村教育委員会に対する支援

- 市町村立小学校4年生における35人以下学級の実施
- 小学校高学年における教科担任制の拡充
- スクール・サポート・スタッフの配置拡充
- 中学校の部活動の地域移行
- 部活動指導員の配置拡充
- スクールカウンセラー等の配置拡充
- 勤務実態調査結果の分析

VII インクルーシブ教育の推進について

本県では、支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つための環境づくりをめざして、小・中学校から高校までの連続性のある取組となるよう、インクルーシブ教育を推進している。

1 義務教育段階における取組

(1) 取組経過

- ・ すべての子どもが、できるだけ通常の学級で共に学びながら、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援を受けることができる仕組みとして、「みんなの教室」モデル事業を実施（平成27年度～平成30年度）
- ・ 小学校に後補充非常勤講師等を配置し、教育相談コーディネーター（教員）の授業時間を軽減することにより、教育相談コーディネーターを中心とする校内支援体制を整備する「インクルーシブ教育校内支援体制整備事業」を実施
令和元年度 15 市町の小学校 15 校を指定（政令市除く）
令和2年度～ 30 市町村の小学校 30 校を指定（ 〃 ）
- ・ 各政令市における専任教員や非常勤職員等の配置による児童生徒の支援体制の構築の推進

(2) 令和4年度取組

ア インクルーシブ教育校内支援体制整備事業の指定校での取組

- ・ 教育相談コーディネーターを中心とする校内での情報共有及び支援体制の整備
- ・ 授業のユニバーサルデザイン化、教室環境の整備等の共に学ぶ環境づくり

イ 全県への普及

- ・ 「小・中学校インクルーシブ教育推進協議会」や「全県指導主事会議」等の開催による成果の共有
- ・ 「インクルーシブ教育推進フォーラム」の開催
- ・ 小・中学校、市町村教育委員会、PTA等の要望に応じて研修会等の講師として指導主事を派遣

(3) 令和5年度の取組（予定）

- ・ 校内支援体制整備事業の継続（人件費対応）
30 市町村小学校 30 校
- ・ 市町村立学校等の取組事例等を紹介する「インクルーシブ教育推進フォーラム」や主催会議等の実施
- ・ 各市町村の取組方針に応じた支援

<インクルーシブ教育校内支援体制整備事業指定校(30校)>

No	地域	市町村名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
			指定校	指定校	指定校	指定校
1	横須賀市		公郷小学校	→	→	池上小学校
2	湘南 三浦	鎌倉市	深沢小学校	→	→	→
3		藤沢市	鶴南小学校	→	→	→
4		茅ヶ崎市	円蔵小学校	→	室田小学校	→
5		逗子市	—	池子小学校	→	→
6		三浦市	—	初声小学校	→	→
7		葉山町	—	葉山小学校	→	→
8		寒川町	—	寒川小学校	→	小谷小学校
9		県央	大和市	柳橋小学校	→	→
10	海老名市		杉本小学校	→	→	→
11	座間市		相模が丘小学校	→	座間小学校	→
12	綾瀬市		綾瀬小学校	→	→	→
13	厚木市		—	戸室小学校	→	→
14	愛川町		—	半原小学校	→	→
15	清川村		—	緑小学校	→	→
16	中		平塚市	勝原小学校	松原小学校	→
17		秦野市	西小学校	→	→	大根小学校
18		伊勢原市	比々多小学校	→	→	→
19		大磯町	—	国府小学校	→	→
20		二宮町	—	一色小学校	→	→
21		県西	南足柄市	—	岡本小学校	→
22	中井町		—	中村小学校	→	→
23	大井町		上大井小学校	→	→	→
24	松田町		—	松田小学校	→	→
25	山北町		—	川村小学校	→	→

No	地域	市町村名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
			指定校	指定校	指定校	指定校
26	県西	開成町	—	開成小学校	→	→
27		小田原市	富水小学校	→	→	→
28		箱根町	湯本小学校	→	→	→
29		真鶴町	—	まなづる小学校	→	→
30		湯河原町	湯河原小学校	→	→	→

2 高等学校段階における取組

(1) インクルーシブ教育実践推進校の指定

知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を拡大するとともに、すべての生徒が、共に学ぶことを通じて相互理解を深め、多様性を受容する力・社会性・思いやりの心を育むため、「県立高校改革実施計画」で指定

ア 県立高校改革実施計画Ⅰ期～Ⅱ期

- ・ 平成28年4月、実施計画Ⅰ期で、パイロット校3校を指定
- ・ 平成30年10月策定の実施計画Ⅱ期で、さらに11校を指定

<Ⅰ・Ⅱ期 インクルーシブ教育実践推進校> (14校)

城郷高等学校	湘南台高等学校
霧が丘高等学校	茅ヶ崎高等学校 *
上矢部高等学校	厚木西高等学校 *
川崎北高等学校	伊勢原高等学校
橋本高等学校	足柄高等学校 *
上鶴間高等学校	綾瀬高等学校
津久井浜高等学校	二宮高等学校

*パイロット校

イ 県立高校改革実施計画Ⅲ期 (令和6年度～)

令和4年10月策定の実施計画Ⅲ期で、新たに4校を指定

<Ⅲ期 インクルーシブ教育実践推進校> (4校)

菅高等学校	保土ヶ谷高等学校
白山高等学校	横浜南陵高等学校

(2) インクルーシブ教育実践推進校の志願に向けた取組

ア 特別募集の実施

令和2年度入学者選抜より知的障がいのある生徒を対象に学力検査によらず、面接検査のみによる「インクルーシブ教育実践推進校特別募集」を、各校21人を定員に14校で実施

イ 中高連携事業の実施

各インクルーシブ教育実践推進校での学習や生活についての理解を深めるため、特別募集を希望する生徒、保護者等を対象に、学校説明会、授業見学会を実施

(3) 令和4年度の取組

ア 施設・設備等の整備

リソースルーム(※)の設備の整備

※生徒が安心して学校生活を送り、必要に応じ個別の指導等を受けるための教室

イ 校内支援体制の整備

- ・ 生徒の教育的ニーズに対応するための教職員の配置
- ・ 実践推進校連絡協議会における各校の取組の共有

ウ 特別募集の見直し

令和5年度入学者選抜の志願資格から通学地域を撤廃

エ III期指定校に対する校内体制整備

令和6年度からの生徒入学に向けた校内体制整備

オ 取組の普及

「インクルーシブ教育推進フォーラム」の開催

(4) 令和5年度の取組（予定）

- ・ III期指定校4校における生徒の入学に向けたリソースルーム等の設備の整備及び校内体制整備の支援
- ・ 教職員配置の継続（III期校4校への推進担当教員の配置含む）
- ・ 特別募集の志願資格の見直し
- ・ 県立学校での具体的取組事例等を紹介する「インクルーシブ教育推進フォーラム」の開催や主催会議、研修会・説明会を活用した理解啓発の実施

VIII 令和6年度再編・統合対象校の設置計画(案)について

1 趣旨

(1) 経緯

県立高校改革を進めるため、平成30年10月に策定した「実施計画（Ⅱ期）」に基づき、令和6年度に再編・統合を行う対象校について設置基本計画案を作成し、令和4年第3回定例会文教常任委員会にて報告した。この設置基本計画案を基にさらに検討を重ね、設置計画（案）を作成した。

(2) 設置計画(案)について

再編・統合の目的、考え方、教育内容等の基本を定めた設置基本計画案を基に、次の下線部の内容を追記するとともに、教育課程を中心に、より詳細な記載内容の追記等を行った。

主な内容

- ・再編・統合の実施年度
- ・設置形態（新校の課程・学科、日課表等）
- ・設置の目的（再編・統合の目的）
- ・基本的コンセプト（基本的な教育の内容や方法）
- ・教育課程等（特徴的な教育内容等）

2 令和6年度再編・統合対象校の設置計画（案）の概要

(1) 対象校

県央・相模原地域 厚木東高校・厚木商業高校

(2) 再編・統合における特徴的な教育内容

【学科併置の特色をいかした学習】

普通科における実践的教育の充実を図るため、「マーケティング」や「簿記」などの科目を設置する。また、共通教科・科目の選択により、総合ビジネス科における生徒一人ひとりの興味・関心や多様な進路希望に応じた幅広い教育活動を展開する。

【普通科】

共通教科・科目を中心とした教育課程とし、学習の基盤となる言語能力や問題発見・解決能力の育成を図るとともに、一般的な教養を高め、豊かな感性を育む。

2 学年では「理系」「文系」コースを設置し、さらに3 学年では「看護医療栄養系」を設置することで、生徒一人ひとりの興味・関心や多様な進路希望に応じた科目を選択し、将来のキャリアを見据えた進路目標を実現できるよう展開する。

【総合ビジネス科】

ビジネスの各分野に関する基礎的・基本的な知識・技術の習得及び経済社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

生徒の希望に応じて専門的な内容が深められるよう、2 学年では「会計」「情報」「流通」の3 つの系を設置し、3 学年では「会計」「ビジネス情報」「マーケティング」「マネジメント」の4 つのコースを設置することで、経済社会の健全で持続的な発展を担う職業人の育成に向けた専門教育を展開する。

3 今後の予定

- 令和5年3月 教育委員会に付議
- 6月 設置条例の改正を県議会第2回定例会に提案
- 11月 新校の設置
- 令和6年4月 新しい学校として教育活動を開始

IX 「神奈川県食育推進計画」改定案について

平成30年3月に策定した「神奈川県食育推進計画」（平成30年度～令和4年度）について、計画期間が満了し、計画を改定する必要があるため、今般、計画の改定案を作成したので報告する。

1 これまでの経過

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| 令和4年12月 | 第3回定例会厚生常任委員会他関係常任委員会に改定素案を報告 |
| 令和4年12月
～令和5年1月 | 改定素案に対するパブリックコメントの実施 |
| 令和5年1月31日 | かながわ食育推進県民会議を開催 |

2 改定の概要

(1) 改定の趣旨

本県の食育に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくため、「神奈川県食育推進計画」を改定する。

(2) 計画の性格

食育基本法第17条に基づく都道府県食育推進計画である。

(3) 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

(4) 対象区域

県内全市町村とする。

(5) 改定の考え方とポイント

ア 基本方針

(ア) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

「食」は命の源であり、未病を改善するための重要な要素であるため、県民一人ひとりが食に関する理解を深め、健全な食生活を実践することが、生涯を通じた心身の健康につながることから、栄養バランスに配慮した食事など正しい食習慣を身につけていけるよう取組を推進する。

(イ) 持続可能な食を支える食育の推進

「食」は、自然の恩恵や、食に関わる人々の様々な行動の上に成り立っており、そのことへの感謝の念や理解を深め、農林水産物の地産地消や食を取り巻く環境への配慮を実践することが持続可能な食につながるため、食に対する感謝の気持ちを培うとともに、神奈川の食に親しめるよう取組を推進する。

イ 追加する内容

- ・ 横断的な視点として、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進を追加する。

3 改定案の概要

(1) はじめに

- ア 計画策定の趣旨
- イ 計画の位置づけ
- ウ 計画の期間
- エ 計画の対象区域

(2) 神奈川の食をめぐる現状

- ア 食生活と健康
- イ 食を取り巻く環境
- ウ 食に関する情報

(3) 神奈川県が目指す食育の方向

- ア 基本理念
- イ 基本方針
 - (ア) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
 - (イ) 持続可能な食を支える食育の推進
- ウ 指標及び目標値

(4) 食育推進の施策展開

- ア 施策展開の考え方
 - (ア) 食育に係る本県の特性を活かした施策展開
 - ・ 立地と産業
 - ・ 食育推進の多様な担い手
 - ・ 食を巡る歴史と文化
 - (イ) 県、市町村、県民・関係団体・事業者等の役割と連携
 - ・ 県の役割
 - ・ 市町村に期待される役割
 - ・ 県民・関係団体・事業者等に期待される役割
 - ・ 関係者との相互連携

イ 食育の基本的施策

- (ア) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
 - ・ 家庭での食育の推進
 - ・ 学校等での食育の推進
 - ・ 地域での食育の推進
 - ・ 食育推進運動の展開
 - ・ 若い世代に向けた取組
 - ・ 食の安全への理解促進

- ・ 食に関する調査・研究
- (4) 持続可能な食を支える食育の推進
 - ・ 家庭での食育の推進
 - ・ 学校等での食育の推進
 - ・ 地域での食育の推進
 - ・ 食育推進運動の展開
 - ・ 農林水産物の地産地消の促進
 - ・ 食を取り巻く環境への理解促進
 - ・ 食文化の継承の推進
- ウ 県民、団体、事業者等に期待される取組
- (5) ライフステージごとのテーマと取組例
 - ア ライフステージごとのテーマと取組例
 - イ 食育の取組総括表
- (6) 推進体制
 - ア 庁内推進体制
 - イ 県民との推進体制
 - ウ 民間団体等との推進体制
 - エ 市町村、国との推進体制
 - オ 計画の達成状況の点検及び評価
- <参考>
 - ア 「第3次神奈川県食育推進計画」の評価
 - イ 県内市町村の食育推進計画
 - ウ 用語解説

4 改定素案に対するパブリック・コメントの状況

(1) 意見募集期間

令和4年12月15日～令和5年1月14日

(2) 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関等での閲覧、市町村、食育関係団体等への情報提供

(3) 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール等

(4) 提出された意見の概要

ア 意見件数 61件

イ 意見の内訳

区 分	件 数
(ア) 計画策定の趣旨に関する事	1件
(イ) 食をめぐる現状に関する事	13件
(ウ) 県が目指す食育の方向に関する事	9件
(エ) 施策展開等に関する事	28件
(オ) 参考（第3次計画の評価等）に関する事	3件
(カ) その他（感想や質問等）	7件
計	61件

(5) 意見の反映状況

区 分	件 数
ア 新たな計画案に反映しました。	32件
イ 新たな計画案には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	11件
ウ 今後の施策運営の参考とします。	12件
エ 反映できません。	3件
オ その他（感想や質問等）	3件
計	61件

(6) 主な意見

ア 新たな計画案に反映した意見

- ・ 「食は命の源」であることを明記すべき
- ・ フードバンクの活動は食品ロス削減にも寄与する。食品ロス削減の取組としても位置づけ、情報提供と啓発をお願いします。
- ・ いただきます等あいさつの大切さの継承を推進してほしい。

イ 新たな計画案には反映していないが、既に取り組んでいる意見

- ・ 地産地消を積極的に進めることで輸送コストも減り環境にも優しく生産者の負担も減る。
- ・ 米飯を主にした給食に取り組むことを計画に入れてほしい。

- ・ 県内の農林水産業の就業者数拡大のため、中高生の農業体験の機会が増えると良い。
- ウ 今後の政策運営の参考とする意見
- ・ フードバンクに支援を受けに来る人たちが、その場で食生活改善推進員による食生活改善相談を受けることができるよう、フードバンクと食生活改善推進団体・推進員をつなぐしくみを作ってほしい。
 - ・ 県民の要望に沿った食の安全・安心講座の開催を期待する。
 - ・ 食育ポータルサイトを作り、それぞれが情報発信したり容易にアクセスできる環境の構築をお願いしたい。
- エ 反映できない意見
- ・ 小・中・高の各段階において学校教育の中に学習（座学＋体験）する数値目標を策定してはどうか。
- オ その他（感想や質問等）
- ・ 学校等で身につけた食に関する知識や理解は、子どもを通じて家庭の食生活に良い影響を与えることが期待できる。引き続き推進を希望する。
- 5 改定素案からの主な変更点
- ・ パブリック・コメント及びかながわ食育推進県民会議の意見を反映した。
 - ・ 「Ⅲ 神奈川県が目指す食育の方向」、「3 指標及び目標値」に、新たに令和4年度の調査結果を踏まえた目標値を記載した。
 - ・ 用語解説を充実させた。
- 6 今後のスケジュール
令和5年3月 計画の改定

X 公立中学校における休日の部活動の地域移行について

1 経緯

- 令和4年12月、国は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(以下「新ガイドライン」という。)を策定した。
- 新ガイドラインでは、「Ⅰ 学校部活動」に、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方を、「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」、「Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」及び「Ⅳ 大会等の在り方の見直し」に、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応等に係る国の考え方を示している。
- 国は、当初、令和5年度からの3年間を「改革集中期間」とし、地域移行を概ね達成する目標時期を示していたが、新ガイドラインでは、「改革推進期間」に改め、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととした。

2 県の対応

県及び県教育委員会は、新ガイドラインを踏まえ、改革推進期間に県内の市町村及び市町村教育委員会が、その実情に応じて公立中学校における休日の部活動の地域移行を段階的に進めていけるよう、県として一定の方針を示す。

(1) 「神奈川県の一部活動の在り方に関する方針」の改定

平成30年度に中学校及び高等学校(私立学校を含む。)を対象に策定した「神奈川県の一部活動の在り方に関する方針」について、新ガイドラインのⅠを踏まえ改定する。

(2) 休日の部活動の地域移行に関する方針の策定

公立中学校を対象に、地域移行に向けた県としての考え方、取り組むべき施策の方向性を方針として、新ガイドラインのⅡ～Ⅳを踏まえ新たに策定する。

3 方針策定に向けた推進体制

令和4年5月から実施している、市町村教育委員会やスポーツ・文化芸術団体等の関係者が参加する地域部活動連絡会において、情報共有等を行うとともに、令和5年度に、市町村教育委員会、スポーツ・文化芸術団体及び学校関係の代表者並びに有識者等を構成員とする検討会を新たに設置し、休日の部活動の地域移行に関する方針(以下「地域移行に関する方針」

という。)の策定に向けた協議を行う。

4 今後の予定

令和5年3月	「神奈川県の一部活動の在り方に関する方針」の改定
4月	地域移行に関する方針に係る検討会を設置
6月	地域移行に関する方針(素案)を文教常任委員会及び 国際文化観光・スポーツ常任委員会に報告
9月	地域移行に関する方針(案)を文教常任委員会及び 国際文化観光・スポーツ常任委員会に報告
10月	地域移行に関する方針を策定

X I 特別支援教育の推進について

インクルーシブ教育を推進する中で特別支援教育の諸課題に対応していくために、令和4年3月に策定した「かながわ特別支援教育推進指針」に基づき、県立特別支援学校の新校等整備や医療的ケア児支援のための環境整備を進める。

1 県立特別支援学校の整備

(1) 施策の方向

- ア 児童・生徒数の将来推計に伴う地域的課題に対応した学校づくり
- イ 地域の教育資源を活かした、児童・生徒等の居住地に近い学校づくり
- ウ 県立特別支援学校の高等部知的障害教育部門への対応
- エ 老朽化対策と教育内容の充実を図るための施設・設備の充実

(2) 県立特別支援学校の新校等整備（令和5年度予定）

特別支援学校での教育を必要とする児童・生徒の増加や、国の特別支援学校設置基準制定に伴う受入れ枠不足に対応するため、新校等の整備に向けた設計等を行う。

ア 川崎南部方面特別支援学校の整備

旧河原町小学校跡地に県立特別支援学校（知的障害教育部門）を新設するため、調査設計を行う。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
←→ 測量調査	←→ 調査設計	←→ 基本・実施設計		←	新築工事	○ 設置予定	◎4月開校予定

イ 湘南方面特別支援学校の整備

総合教育センター旧亀井野庁舎を増改築し、肢体不自由教育部門を設置するため、基本設計を行う。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
←→ 測量調査	←→ 基本設計	←→ 実施設計		←→ 増改築工事		◎4月開設予定

ウ その他の調査費等

旧菅田小学校跡地に県立特別支援学校を新設するための敷地測量等調査などを行う。

2 県立特別支援学校における医療的ケア児支援のための環境整備

(1) 施策の方向

ア 医療的ケアの充実

- ・医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加やケアの内容の高度化・複雑化に対応するため、看護師を増員することで、より安全に学べる環境の整備を図る。
- ・医療的ケアがあるためスクールバスに乗車して登校することができない医療的ケア児に対して、通学支援を実施することで、保護者の負担を軽減し、その離職の防止に資するとともに、児童・生徒等の教育の機会を保障する。

(2) 医療的ケア児支援のための環境整備（令和5年度予定）

ア 看護師の適正配置

- ・医療的ケアに必要な児童・生徒を支援し、より安全に学べる環境を整備するため、看護師を増員配置する。

（4年度：69人⇒5年度：72人）

イ 医療的ケア児の通学支援

- ・スクールバスに乗車できない医療的ケア児の通学について、福祉車両等を活用した支援を拡充する。

（4年度：10台⇒5年度：40台）

3 今後の取組

県教育委員会は、今後も「かながわ特別支援教育推進指針」に沿って、具体の諸施策や計画を定め、県内全域における特別支援教育の充実を図る。

X II 県立社会教育施設の整備等について

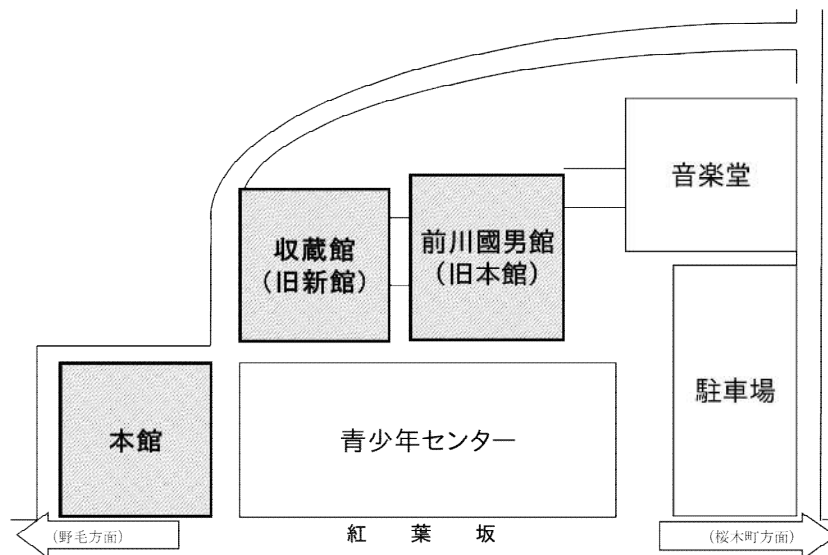
教育委員会所管の社会教育施設について、今年度の施設整備・設備改修に関する取組及び来年度以降に行う取組は次のとおりである。

1 県立図書館の再整備

(1) 再整備の概要等

平成28年10月に策定した「県立図書館の再整備に向けた基本的な考え方」に基づき、「価値を創造する図書館」として、令和4年9月に新しい「本館」を開館した。

今後、県指定重要文化財である「前川國男館」を「魅せる図書館」として整備するとともに、「収蔵館」について将来にわたる蔵書等を保管するための整備を行う。



(2) 前川國男館及び収蔵館の整備状況

前川國男館及び収蔵館について、令和4年度に実施設計を行った。

ア 前川國男館

貴重な資料や蔵書を展示するスペース、音響ルーム、カフェ等を新たに整備する予定。

イ 収蔵館

概ね20～30年分の蔵書増加に対応できる収蔵スペースを確保する予定。

(3) 今後の予定

令和5年度に収蔵館の改修工事に着手する。

<再整備スケジュール>

年度 棟	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
本館 (旧新棟)	新築工事		開館準備 9月 供用開始				
収蔵館 (旧新館)				改修工事		供用開始 予定	
前川國男 館 (旧本館)		基本 設計	実施 設計			外壁改修 耐震補強工事	供用 開始 予定

2 その他社会教育施設の設備改修

(1) 歴史博物館

老朽化が進んでいるエレベーター2台について、利用者の安全確保を図るため、更新工事の実施設計を行う。

(2) 生命の星・地球博物館

施設の長寿命化を図るため、令和4年度に電気設備や空調設備等の改修工事に係る実施設計を行った。令和5年度は当該改修工事を行う。

XIII 博物館の登録等に関する規則等の改正について

令和4年4月15日に博物館法の一部を改正する法律が公布され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、博物館の登録等に関する規則（以下「規則」という。）等の改正が必要になる。その概要は次のとおりである。

1 博物館登録制度等の主な改正点

登録博物館の設置主体の多様化を図りつつ、その適正な運営を確保するため登録要件を見直す。

	改正後	現行
設置主体	○法人類型にかかわらず要件を満たせば株式会社等も登録可	○地方公共団体、一般社団・財団法人等に限定
登録要件	(外形的基準) ○館長・学芸員の必置 ○年間150日以上の開館 ○削除 (質的基準を追加) ○博物館運営に必要な経済的基礎、社会的信望を有すること ○博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究体制 等	(外形的基準) ○同左 ○同左 ○建物の面積基準

- ・ 登録審査に際しては学識者からの意見聴取が必要。
- ・ 登録博物館は、県への定期的な活動報告が必要。
- ・ 「博物館に相当する施設」の指定においても、質的基準に基づく審査が求められることから、指定審査基準の改正が必要。

2 規則等の主な改正点（予定）

- ・ 登録要件の質的基準を確認するための登録申請添付書類を追加する。
- ・ 毎年6月1日から末日までの間に、登録博物館から活動報告を受ける。
- ・ 文部科学省令を参酌して、「神奈川県における博物館の登録審査基準」及び「神奈川県における博物館に相当する施設指定審査基準」を改正する。

3 今後の予定

令和5年1月31日	教育委員会規則改正に係るパブリックコメント
～3月1日	の実施
2月22日	博物館の登録審査基準及び指定施設の指定審査
～3月23日	基準改正に係るパブリックコメントの実施
4月1日	改正規則施行